

八王子市立城山小学校 令和7年度 学校いじめ防止基本方針および保護者・地域向け資料

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立城山小学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。

〇令和7年度の重点項目

- ☆いじめの未然防止
- ☆いじめ防止対策委員会を中心としたスピード感のある対応

令和7年度のいじめの防止等に向けた課題

- ・いじめ防止対策委員会の運営
- ・毎月の生活アンケート実施
- ・いじめ防止等に関わる授業の実施
- ・「いのちの大切さ」を考える取り組み

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週月曜日 14時30分から
- 〇構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

1. 教職員又は保護者よりいじめの疑いを把握
2. 聞き取りによる事実の確認
3. いじめ防止対策委員会に報告・いじめの認知に浮いて検討
4. 保護者への報告（解消/継続）
5. 継続の場合、いじめの認知案件として見守り
6. 解消に向けていじめ防止対策委員会で定期的に対策の検討

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 2日「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 4月 8日・5月 7日「教育相談全体会」
- 6月 3日「児童理解に関わるQUR研修」
- 7月 1日「いじめアンケート」の結果についての対策の検討
- 12月23日「いじめアンケート」の結果についての対策の検討
- 3月 23日「いじめアンケート」の結果についての対策の検討

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

〇各学年の道徳の授業実施例

- 1年生：善悪を区別し、よいことを行おうとする心情を育てる。
- 2年生：自分の好き嫌いとらわれないで、人に接する態度を育てる。
- 3年生：理解し合って異なる意見も大切にしようとする態度を育てる。
- 4年生：相手を思いやり、進んで親切にしようとする心情を育てる。
- 5年生：偏見なく、公正公平に正義を実現しようとする態度を育てる。
- 6年生：自他の生命を尊重し、力強く生きぬこうとする態度を育てる。

SOSの出し方に関する授業

〇各学年の道徳の授業で実施例

- 1年生：かけがえのない生命を大切にしようとする態度を育てる。
- 2年生：困っている相手に、親切にしようとする心情と態度を育てる。
- 3年生：生命の尊さを知り、命あるものを大切にする気持ちを育てる。
- 4年生：よく考えて、自分にできることをしようとする態度を育てる。
- 5年生：自他の生命を尊重して生きていこうとする心情を育てる。
- 6年生：不安や悩みへの様々な対処方法を理解し、自分を見つめる。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 〇全校朝会において、校長より「いのちの大切さ」についての全校講話を行う。
- 〇全学級で「いのちの大切さ」に主題を置いた道徳の授業を行う。
- 〇日常の学校生活の中で折に触れて「いのちの大切さ」を指導していく。

児童の自己肯定感を高める取組

- ・SCによる5年生全員面談を実施する。
- ・自己肯定感や自己有用感を高めるために5年生はQURテストを実施、分析して支援を行う。
- ・道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。